

2013年7月5日

国際会計基準審議会 御中
(CC: 米国財務会計基準審議会 御中)

一般社団法人全国銀行協会

**国際会計基準審議会 (IASB)「公開草案
(金融商品: 予想信用損失)」に対する意見について**

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会 (IASB) が公表した「公開草案 (金融商品: 予想信用損失)」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当り、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、貴審議会が継続的かつ集中的に予想信用損失モデルを検討していることに謝意を表す。公開草案で提案されている予想信用損失モデルに関して、信用リスクが低い資産 (ステージ1) とそうでない資産 (ステージ2および3) に区別するモデルとした上で、ステージ1への損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額とする点は、現在の日本における信用リスク管理とそれにもとづく会計処理と概ね整合しており、同意する。

一方、信用リスクの当初認識時点からの相対的な水準変動により引当水準を認識するアプローチ (以下、「相対的アプローチ」) については、当初認識時点からの格付の遷移をトラッキングする必要があることなど、信用リスク管理の実務と整合的ではない部分があり、基準化にあたっては、報告日時点での信用リスクによって引当水準を設定するアプローチ (以下、「絶対的アプローチ」) を再検討していただきたい。

2. コンバージェンスについて

我々は、貴審議会が米国財務会計基準審議会 (FASB) と共通の予想信用損失モデルを開発することを要望する。金融機関の財務諸表において同種の債権に対して、異なる評価が存在することは、混乱をきたしかねず、利用者の利益にも貢献しない。

また、コスト・ベネフィットの観点からも、作成者の実務負担が極めて重いと考えられるため、運用可能な共通の予想信用損失モデルの再検討を改めて要望する。

3.公開草案の各「質問」に対するコメント

質問1

- (a) 損失評価引当金(または引当金)を当初は予想信用損失の一部と同額で認識し、信用度の著しい悪化の後にのみ全期間の予想信用損失を認識するというアプローチが、下記のことを反映するものとなることに同意するか。
- (i) 金融商品の価格付けと当初認識時の信用度との間の経済的関連性
 - (ii) 当初認識後における信用度の変化の影響
- 同意しない場合、反対理由は何か、また、提案モデルをどのように改訂すべきだと考えるか。
- (b) 損失評価引当金または引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失(当初の実効金利を用いて割引後)で認識することは、金融商品の背景にある経済的実質を忠実に表現しないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

(回答骨子)

- (a) (b) 信用リスクが低い資産(ステージ1)とそうでない資産(ステージ2および3)に区別するアプローチには同意する。しかし、相対的アプローチは、信用リスク管理の実務と整合的でなく同意できず、絶対的アプローチの採用を強く要望する。詳細は、質問5に対する回答をご参照いただきたい。

質問2

- (a) 損失評価引当金(または引当金)を、12ヶ月の予想信用損失と同額で、また、信用度の著しい悪化の後には全期間の予想信用損失と同額で認識することが、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。どのような代替案が望ましいと考えるか、また、その理由は何か。
- (b) 本公開草案で提案している予想信用損失の会計処理に関するアプローチの方が、2009年EDおよびSD(予見可能な将来のフローを除いたもの)よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。
- (c) 損失評価引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失(当初の実効金利を用いて割引)と同額で認識する方が、本公開草案よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成すると考えるか。

(回答骨子)

- (a) 損失評価引当金(または引当金)を「12か月の予想信用損失と同額」または「全期間の予想信用損失と同額」で認識することには、現在の日本における信用リスク管理とそれにもとづく会計処理と概ね整合しており、同意する。
- ただし、相対的アプローチは、信用リスク管理の実務と整合的でなく同意できず、絶対的アプローチの採用を強く要望する。詳細は、質問5に対する回答をご参照いただきたい。

(b) 導入コストは、本公開草案で提案されているアプローチの方が、2009 年 ED および SD (予見可能な将来のフローを除いたもの)よりも低いとは考えるが、(a)に対する回答の通り、本公開草案で提案されているアプローチには同意しない。

(c)本件公開草案よりも適切なバランスを達成するとは、考えない。

質問3

(a) 本公開草案の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

(b) 分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融資産については、予想信用損失の会計処理は本公開草案のとおりとすべきであることに同意するか。同意または不同意の理由は何か。

(回答骨子)

提案の範囲に原則同意するが、全ての負債性証券に対して、予想信用損失モデルを適用するかについては慎重な検討を要望する。例えば、実務対応可能性の観点から、明らかに高格付(例:外部格付で AA 相当格以上)の国債に関しては、予想信用損失モデルの適用除外とするといった例外措置の容認も考えられる。

(理由)

- 負債性証券に対する予想信用損失モデルの適用は、例えば高格付の国債に対して信用損失を反映させる具体的な方法を検討する必要がある、現行実務に比べて運用が複雑になることも考えられるため、コスト・ベネフィットの観点から、慎重な検討を要望する。

質問4

損失評価引当金(または引当金)を 12 ヶ月の予想信用損失と同額で測定することは、運用可能か。そうでない場合、理由は何か、また、当初認識時から認識している部分をどのように決定すべきだと考えるか。

(回答骨子)

運用可能である。

質問5

(a) 損失評価引当金(または引当金)を当初認識以降の信用リスクの著しい増大に基づいて全期間の予想信用損失と同額で認識するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、

また、どのような代替案が好ましいと考えるか。

(b) この提案は、どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかに関する十分なガイダンスを提供しているか。そうでないとすれば、どのような追加的なガイダンスを提案

するか。

- (c) どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかの評価で考慮すべきなのは、債務不履行の発生確率の変動のみであり、予想信用損失(または債務不履行が生じた場合の信用損失(LGD))の変動ではないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。
- (d) 提案している運用上の単純化に同意するか、また、それは忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスに寄与するか。
- (e) このモデルでは、全期間の予想信用損失の認識の要件に該当しなくなった場合には、12ヶ月の予想信用損失と同額の損失評価引当金(または引当金)の再設定を認めなければならないという提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。

(回答骨子)

- (a) 当初認識以降の信用リスクの著しい増大に基づいて、損失評価引当金等を全期間の予想信用損失と同額で認識するという、「当初認識時点からの相対的な基準(相対的アプローチ)」については、同意しない。
- (b) ガイダンスは十分でない。
- (c) 原則的に同意するが、金額影響の小さいポートフォリオなど、LGDを含めたELベースでの評価も可とするほうが実務的である。
- (d) (a)に同意しないので、コメントしない。
- (e) 同意する。

(理由)

(a) 同意しない理由

- 相対的アプローチの場合、12ヶ月の予想信用損失と同額の引当か、全期間の予想信用損失と同額の引当かの基準(ステージ1かステージ2かの基準)とした場合、当初認識時点から信用リスクが相応に高いが、それ以降は信用リスクが増大していない債権は、12ヶ月の予想信用損失と同額の引当に止まるのに対し、当初認識以降に信用リスクが増大したが、絶対的な信用リスクの水準としては前者ほど高くない場合は、全期間の予想信用損失と同額の引当を計上することとなり、計測時点における信用リスクの高低によって引当率の大小を決定する実務慣行と大きく異なる。
- また、今回の提案の相対的アプローチでは、「当初認識以降の信用リスクの著しい増大」をモニタリングする必要がある。このため、当初認識時点からの格付遷移をシステム上トラッキングする必要があるが、予想キャッシュ・フロー(ECF)モデルを検討した際に格付遷移のトラッキングが必要な場合にはオープン・ポートフォリオへの適用ができなると結論づけており、この結論と同様の問題が今回の提案でも発生している。
- 代替案としては、減損損失には至っていないものの、信用リスクが一定の水準に達した

場合に、全期間の予想信用損失と同額で認識する、絶対的アプローチが好ましい。当初認識時点からの信用の質の悪化を識別するという要件を外すことにより、現行の信用リスク管理の実務と整合的となることに加え、格付の遷移のトラッキングが必要なくなり、相対アプローチ対比導入コストが削減される。また、実務的なメリットの他、この絶対的アプローチは、金融機関における信用リスク管理に準拠したものであるため、その結果として認識される損失評価引当金は、投資家とのコミュニケーション上もより有用な情報となるというメリットもある。

- 仮に相対的アプローチを維持する場合、「信用リスクの著しい増大」の例外とされる「信用リスク(の水準)が低い場合」つまりステージ1の定義について、例示されている外部機関が設定する外部格付に対応した「投資適格」などきわめて限定的なもの他に、債務者に関する多様な情報に基づいて、高度な信用リスク管理を行う金融機関向けに、「金融機関独自の内部格付に対応した信用状態に問題がなく通常のビジネスであれば新規に貸出を行うような水準」も含めることを許容することによって、実務上の困難さは相当程度解消可能と考えられる。

(b) 追加が必要なガイダンスについて

- 仮に相対的アプローチを維持する場合、上記(a)記載の、「信用リスクが低い場合」のより幅広い基準に関するガイダンスが必要となる他、当初認識時に信用減損が生じている金融資産に関するガイダンスや、契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融資産の取扱いにおける、重要性の低いまたは影響が軽微な資産に関する簡便な取扱いについてのガイダンスも必要である。更には、本提案をオープン・ポートフォリオに適用する具体的なガイダンス、全期間の予想信用損失の見積り方法の具体的なガイダンスも必要である。

なお、ローン・コミットメントの取扱いについてもガイダンスが必要と考えているが、詳細は、質問9に対する回答をご参照いただきたい。

質問6

- (a) 総額での帳簿価額ではなく正味の帳簿価額(償却原価)に対して計算した金利収益の方が有用な情報を提供できる状況があることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。
- (b) 当初認識後に減損の客観的証拠のある資産についての金利収益の計算方法を変更する提案に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、資産のどのような集団について金利収益の計算を変更すべきか。
- (c) 金利収益のアプローチは対称的としなければならない(すなわち、当該計算は総額での帳簿価額に対する計算に復帰することができる)という提案に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。

(回答骨子)

(a) (b) (c) 理論的な面からは理解可能であるが、未収利息不計上の会計処理も容認すべきと考える。

(理由)

- 本邦においては、利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権および破産更正債権等については未収利息を不計上とする実務が一般的となっている。これは、対外的な法的債権(金利債権)を管理しつつ、そのうちの一部を財務会計では未収利息不計上とするという、実務上の効率性を追求した結果であり、更に、減損の客観的証拠がある資産から金利収益が計上されるべきではないという財務諸表利用者も含めた関係者の同意にもとづく会計処理である。
従って、公開草案で提案された金利収益の計算結果が有用な情報の提供には繋がらないケース(地域)があることに留意し、未収利息不計上の会計処理も容認されるべきと考える。
- また、実務的な観点での検討も必要である。減損の客観的証拠があっても、住宅ローンやクレジットカード債権等小口債権のように予想信用損失が集合的に算出される債権・ポートフォリオも存在する。そのような資産に関して、予想信用損失を個別資産毎に割り当て、個別資産毎の正味の帳簿価額を算出し、個別資産毎の実効金利を乗じて金利収益を計算することは、実務上の負担が大きい。従って、この問題を解決する実務上の簡便法として、未収利息不計上の会計処理を容認することが考えられる。

質問7

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 提案している開示要求を適用する際の具体的な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。
- (c) 他にどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか(提案している開示に加えてであれ、代えてであれ)、また、理由は何か。

(回答骨子)

SD で要求された開示対比、定性的開示で定量的開示をカバー可能となった点については評価できるが、一部同意できない開示がある。また、32 項において、他の報告書(リスクの報告書)等の相互参照が容認されているが、この規定も実務的ではないと考える。

(理由)

- 「予想信用損失から生じた金額」として金融資産自体の期首残高から期末残高への調整表の開示が義務付けられているが、金融資産の実質グロス表示に繋がる本調整表

の作成は実務上極めて困難と考える。過去に IASB が行った財務諸表の表示プロジェクトにおいても、キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成に伴う各勘定科目のグロス表示の困難さ¹は作成者等から多数指摘されており、当該プロジェクトへのコメントを踏まえた上で、本注記の必要性を慎重に検討する必要がある。なお、利用者であるアナリストに対しても実質グロス表示の有用性について確認したが、特段必要な情報ではないという回答を得ている。

なお、仮に、本調整表の要求が最終基準に残る場合には、次の点にご留意いただきたい。銀行では、特定の負債性金融商品では短期的にロールオーバーする取引が多数を占めることもあり、「新たに組成または購入した金融資産」「返済」を区分する情報を取得しておらず、別途システム開発が必要である。また、この2つの数値が非常に大きくなることと思われるが、意思決定有用性のある情報を提供するとは考えられない。従って、「新たに組成または購入した金融資産」「返済」は純額ベースでの開示を許容すべきと考える。

- 38 項において、条件変更に係る開示を求めているが、債務不履行の再発率等は信用リスク管理上管理しておらず、その開示にあたっては、システム改定等が必要になる。また、条件変更後も継続的に債務不履行の再発率等を開示する必要があることから、一定のデータのトラッキングが必要となり、実務負担が大きい一方で、当該負担に見合うベネフィットがあるとは考えづらい。当該開示の必要性を再度慎重にご検討いただきたい。
- 銀行に対しては、既にバーゼル資本規制で相当の開示が実施されていることから、これらを利用する相互参照の方向性については同意する。しかし、バーゼル資本規制における開示は、(1)監査対象ではないこと、(2)開示のタイミングが財務諸表の開示よりも遅いこと等を踏まえると相互参照は実務的に困難。従って、相互参照ではなく、バーゼル資本規制など別途リスク開示を行っている企業については、リスク開示をバーゼル資本規制での開示等に一本化を図り、財務諸表の注記は特段要しない取扱いとしていただきたい。

質問 8

契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融資産の取扱い案に同意するか、また、それは有用な情報を提供すると考えるか。同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案が好ましいと考えるか。

(回答骨子)

契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融資産の取扱い案に、原則的には同意する。但し、当該ポートフォリオの大きさや重要性などによっては、簡易な方式によることも認められるべきである。

¹<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2010/December/6th/WG-AP3-Statement-FSP-Final.pdf>

(理由)

- 変更後のキャッシュ・フローを当初実効金利で現在価値に割り引く方式は、当該プロセスに関する実務上の負担が小さくはない。特にオープン・ポートフォリオに対する帳簿価額の修正額を算出するに際して、ポートフォリオの大きさや重要性などによっては、コスト・ベネフィットの観点から、現在価値への割引によらず、類似の効果が得られる簡易な方式によることも認められるべきである。

質問9

- (a) ローン・コミットメントおよび金融保証契約への一般的モデルの適用に関する提案に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。
- (b) 金融保証契約またはローン・コミットメントに係る予想信用損失を、財政状態計算書上に引当金として表示するという提案から生じる可能性のある重大な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。

(回答骨子)

ローン・コミットメントおよび金融保証契約への一般的モデルの適用に関する提案に同意する。但し、その引当の算定方法については慎重な検討が必要と考える。

(理由)

- ローン・コミットメントおよび金融保証は、貸出金と同様のリスク管理手法を適用しており、ローン・コミットメントは貸出金と同様の減損引当の手法を適用すべきという考え方もある。
- その一方で、会計上の観点では、期末時点で、貸出金や金融保証²は資産計上されているが、ローン・コミットメントに係る融資未実行残高については資産計上されていない。ローン・コミットメントのようなオフバランス資産への引当の計上において、ドローダウン率の見積もり方法等を含む具体的な方法が示されておらず、実務的な対応が現時点では非常に困難である。信用リスク管理の実務との整合性を踏まえ、バーゼルのドローダウン率の使用を可とする、あるいは、損失発生可能性や各国の実務慣行等に応じた弾力的な運用を認める等の、具体的な方法の明示が望まれる。
- なお、ローン・コミットメントおよび金融保証契約の残存期間、またはそれよりも短い、企業が法的に信用リスクに晒される期間にすべきという提案は妥当であると考え。事業慣行に基づき法的な期間よりも長い期間(実質期間³)を対象に予想信用損失を見積もるべきという考え方もあるが、それは貸出金等の金融資産に関して契約上の残存期間

² 日本基準上、金融保証は、オンバランスされている。

³ Behavioral life

を対象に予想信用損失を見積もるという提案と整合的ではない。加えて実質期間とした場合には、客観性の維持が難しく、比較可能性が損なわれる懸念がある。

質問 10

- (a) 営業債権およびリース債権について提案している単純化したアプローチに同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 重大な財務要素がない営業債権の当初認識時に測定に対する変更案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、代わりにどのような提案をするか。

(回答骨子)

- (a) (b)同意する。

質問 11

当初認識時に信用減損している金融資産についての提案に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチを好ましいと考えるか。

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

- 当初認識時に減損の客観的証拠のある資産について、それ以外の金融資産と異なる会計処理をすることは信用リスク管理の実務と整合的ではない。また、当初認識時の減損の客観的証拠の有無で同じ金融商品でも金利に予想信用損失の取り込みが異なるという考え方は利用者の理解への困難化、作成者実務の複雑性の増加につながり、コスト・ベネフィットの観点で見合わないと考えられる。

質問 12

- (a) 提案している要求事項を適用するにはどのような準備期間が必要となるか。この評価を行う際に用いた仮定を説明されたい。結果として、IFRS 第 9 号の強制発効日はどのようにするのが適切と考えるか。説明されたい。
- (b) 提案している経過措置に同意するか。同意または不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (c) 移行時における比較情報の修正再表示の免除の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

(回答骨子)

- (a)複数の基準が同時に適用されることから、適用時期まで通常対比長い準備期間が必要であると考える。

(b)(c)同意する。但し、初度適用企業についても提案された経過措置等を適用できるように IFRS 第 1 号の修正をお願いしたい。

(理由)

(a)準備期間について

- 財務諸表の大宗が金融商品である金融機関にとって、IFRS 第9号(分類および測定、減損、ヘッジ会計)の導入は、会計基準のほぼ全体を変更すると言っても過言ではない。また、会計基準全体の変更により、管理会計・リスク管理にも多大な影響を及ぼすと考えられる。従って、IASB が通常設定する 18ヶ月～24ヶ月を超える準備期間が必要と考える。
- 減損に関して言えば、本ガイダンスの要求水準を満たすための将来予測の手法開発やシステム開発が必要であり、基準が確定してから、少なくとも 3 年は要すると考える。さらに、バーゼルの先進的内部格付手法を採用していない銀行においては、予想信用損失を見積もる PD や LGD⁴を計算するために、データ蓄積に相応の期間が必要になることを考慮する必要がある。
- なお、減損に係る実務上の問題点であるが、日本においては、現在、実効金利の算出を求める会計基準となっていないため、実効金利管理のシステム化も必要となること等から相応の準備期間が必要となる点に留意が必要である。

(b) (c)初度適用企業について

- 既存の作成者と比較して不利にならないよう、初度適用企業に対して、提案された経過措置、比較情報の修正再表示の免除が適用されるようにしていただきたい。

質問 13

提案の影響についての IASB の評価に同意するか。同意または不同意の理由は何か。

(回答骨子)

一部の評価には同意しない。特に BC200 項で言及されている、「同一の企業に対する 2 つの貸付金が異なる時期に組成された場合には、損失評価引当金が異なる可能性がある」という点について、現行の信用リスク管理と整合しないことから、重大な懸念を感じている。質問 5 で回答させていただいているが、絶対的アプローチの採用をご検討いただきたい。

以 上

⁴ 先進的内部格付手法では LGD の推計は最低 7 年とされており、過去に LGD の推計を行っていない銀行においては 7 年分のデータ蓄積が必要。